

エボラ出血熱の発生

UKクラブからの概要説明

1. エボラとは何か？

現在「ハイリスク」としてリストアップされている西アフリカの3ヶ国（ギニア、シエラレオネ、リベリア）におけるエボラ出血熱は、有病率が増加しているにも関わらず、まだ希少疾患であり、必要な予防策さえ取れば、人から人への伝播リスクが低いものです。

エボラウイルス病（EVD=Ebola Virus Disease）の名前は、その疾患が1976年に最初に確定されたコンゴ民主共和国のエボラ川に由来します。一旦エボラ出血熱は、人間では90%までという高い致死率を持ち、重くて多くの場合には致命的な疾患です。現在、エボラ出血熱に対するワクチンがなく、その疾患に特化した治療もありません。関連症状を治療するだけです。疾患の元はフルーツコウモリと考えられ、多くの霊長類に感染します。発生は都市部ではなく、西アフリカの遠く離れたジャングル地域やその地域コミュニティから始まることが多いとされています。

2. 伝播方法

エボラ出血熱は、感染した人や動物の血液、分泌物、臓器やその他の体液との接触により人間社会へ導入されます。痛んだまたは傷ついた皮膚を持っている人は感染リスクが高くなり、ハイリスクな地域に入る時は、体のその部位をきちんと保護する必要があります。エボラ出血熱のリスクがある場合には必ず予防策を講じなければなりません。この疾患は近くにいるだけで、空気伝播によって人から人へと感染するようなものではありません。

3. 症状

エボラ出血熱の症状は急激な発熱、強烈な脱力感、筋肉痛、頭痛、咽頭痛などを含みます。その後、嘔吐、下痢、発疹、腎臓および肝臓の機能障害、また場合によっては内外出血が続きます。

潜伏期間、つまり感染から発症までの期間は2日～21日です。潜伏期間中は感染性がなく、患者は症状が出たときに初めて感染力を持ちます。

4. 疾患に罹らないためのアドバイス

船員がハイリスクの地域に来ているとき、エボラ出血熱に罹る事を予防するために、以下のステップが推奨されています。

- i. 手を定期的に洗い、常に良い衛生習慣を実践すること。
- ii. 感染地域では、現地の当局、代理店、ステベなどとの握手を避けること。
- iii. 乗船する人々が必ず手を洗い、殺菌できるように、塩素、水と粉石鹼を含むバケツや手洗い場をギャングウェイに設置すること。本船のほかの目に付きやすい場所にも同様の手洗い場を設置すること。
- iv. 感染の疑いがあるかないかを問わず、現地の人間と直接の身体接触をさけること。
- v. エボラ出血熱の症状がないか、すべての船員を観察し、症状が観察された場合は即座に船長、現地当局およびUKクラブに報告すること。
- vi. 可能であれば、病気の重い人間との接触を避け、船員は感染者の血液や体液と接触した可能性のある物質に触れないこと。
- vii. エボラ出血熱で亡くなった人の身体に触れなければならないような葬儀や埋葬式を避けること。
- viii. 動物や生肉との接触を避けること。
- ix. エボラ出血熱の感染者が治療を受けている病院を避けること。船員のニーズに適した施設について、大使館や当クラブの現地コレスポンデントがアドバイスを差し上げます。
- x. 船員が高熱、頭痛、疼痛、咽頭痛、下痢、嘔吐、腹痛、発疹、目の充血が出た場合、医師に相談すること。

5. 感染している国の港に寄港する本船への地域別アドバイス

国：

- i. **ギニア** すべての港は通常どうり機能し、現地の当局は入港する船舶に対して特別な手続を設けていない（概要説明発行時の情報）。
- ii. **リベリア** 現在、港の各エリアに入る者は保護マスクとグローブの着用と手の消毒薬の携帯が義務付けられている。すべての港は通常どうり機能し、現地の当局は入港する船舶に対して特別な手続を設けていない（概要説明発行時の情報）。
- iii. **シエラレオネ** フリータウン港は通常どうり機能し、現地の当局は入港する船舶に対して特別な手続を設けていない（概要説明発行時の情報）。
- iv. **セネガル** エボラ出血熱が流行している国からセネガルに入ろうとする船舶は、到着の24時間前に現地の当局に申告しなければならない。

一般的アドバイス

- v. 船主が乗組員の不必要な上陸許可を与えないよう推奨する。
- vi. 船主は感染している国で、またそこを経由する乗組員交代を避けるべきである。
- vii. 乗組員がエボラ出血熱以外で治療を必要としている場合、次の寄港地まで船に残り、そこで治療を求めたほうが安全なのかどうかについて考慮すべきである。
- viii. 船員は現地の産物、とりわけ野生動物の肉の飲食を避けるべきである。

船長はハイリスクの国に寄港してから、その後の港で当局が本船を検査し、乗組員と以前の寄港地の状況などの調査により遅延が発生する可能性があるということを認識する必要があります。乗組員がいつどこで乗船したのか、またハイリスクの地域で上陸した乗務員がいる

かどうかなどについて、船長は当局に提出するためのリストを作成しておくことが提案されています。

6. エボラ出血熱の症状が疑われている乗組員が現れた場合の対応

懸念される地域に行ったり、またはエボラ出血熱の感染者、もしくはその疑いのある人と接触をした乗組員に症状が現れた場合、可能であれば即座に治療を求めるべきです。

航海中で乗組員がエボラ出血熱と思われるような症状（高熱、脱力感、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、嘔吐、下痢、出血）を呈した場合、以下の予防策が推奨されています。

- i. 船上の一室を医療隔離用とすることができなければ、その乗組員の船室の扉を閉じたままにすること。
- ii. その船室に出入りするすべての人の記録簿を作成すること。
- iii. 隔離されている人を治療したり、洗浄するために入室する者は以下の個人用防護具（PPE=Personal Protective Equipment）を着用すること。
 - 医療用マスクおよび目の保護装置またはフェースシールド
 - 未滅菌の検査用手袋または手術用手袋
 - 衣服と皮膚露出部を覆う使い捨ての不浸透性ガウン。不浸透性でないガウンの場合は、その上に防水エプロンを着用する
- iv. 隔離エリアから出る前に、汚染されたものと顔面との接触を避けるように、PPEを取り除く必要がある。
- v. 患者を船室からの移動・搬送は、必要不可欠な場合に限ること。搬送が必要な場合には、患者に医療用マスクを着用させること。
- vi. こぼれた液体はスプレーやエアゾールを使用せずにふき取り、消毒すること。使用済みの寝具、布巾、食器、洗濯物など、患者の身体や体液に接触したものはすべて別に集め、煙霧体の生成および人間との接触を避け、大気に拡散しないように消毒しなければならない。有効塩素濃度を**500 ppm (0.05%)**とした次亜塩素酸ナトリウムの水溶液が有効な消毒剤であり、推奨接触時間は**30分**である。
- vii. 隔離船室から発生するすべての廃棄物は、本船の医療廃棄物扱い手順に従って取り扱わなければならない。船上に焼却炉がある場合、廃棄物を焼却しなければならない。廃棄物を陸上に輸送しなければならない場合、特別な予防策が必要となり、廃棄物の輸送以前に港湾当局に通報する必要がある。

万が一船上でエボラ出血熱を疑う診断が出た場合、専門医師の意見を直ちに求め、船長はその事実をできるだけ速く次の寄港地へ報告しなければなりません。患者が下船するときは医療用マスクを着用し、健康な旅行者との接触を避ける方法で下船すること。医療搬送中に患者と接触する人員は医療用マスクと個人用防護具（PPE）を着用すること。当該港の関係当局は医療搬送の手配、または患者の下船および入院、そしてラボ分析に関する特別な手配をする必要がある場合もあります。

7. 密航者

感染している国に寄港する船舶は、船舶保安計画が正しく実施されていることを確認し、乗組員も本船に乗船しようとする密航者はいないか、なおさら警戒する必要があります。出港する前に追加搜索をし、港内にいる間も**24時間**体制で見張りを立てることを強く推奨します。当直に対して、ステベや関係当局職員など、本船の業務にとって必要な者以外は乗船させないように具体的な指示を与えることが必要です。

密航者に上記の国からうまく乗船された場合、本船上の乗組員に対するエボラ出血熱のリスクや脅威を高めるだけでなく、これらハイリスクの国から乗船した密航者を進んで受け入れる国が少なくなるため、その者を下船させることもさらに難しくなります。

8. 便利なホームページ

世界保健機関WHOのエボラFAQ

www.who.int/csr/disease/ebola/faq-ebola/en/

世界保健機関WHOの旅行者用エボラ・アドバイス

www.who.int/ith/updates/20140421/en/

世界保健機関WHOのアフリカ地方事務局

www.Afro.who.int

米国疾病管理予防センター（CDC）

www.cdc.gov

イングランド公衆衛生庁

www.gov.uk/government/organisations/public-health-england

情報源

ジェネビーブ・ホロウェイ（Genevieve Holloway）、UKクラブ、第3ロンドン シンジケート（London Syndicate 3）

[第3ロンドン シンジケート](#) 人身クレーム シンジケート（People Claims Syndicate）では、乗組員、ステベ、乗客、密航者、難民、その他訪船者などが関わる怪我、病気、死亡、麻薬密輸、入国罰金、所持品の損失または損害、そして職業病等のすべてのP&Iおよびディフェンス関連の案件を専属的に取り扱っています。

アフリカ マリーナ サービス

www.africanmarineserv.com

Budd SA

www.budd-pni.com